

○昭和六十一年郵政省告示第二百二十一号（型式検定に合格したものであることを要しない無線設備の機器を定める件）の一部を改正する告示案の新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四の規定による型式承認を受けた機器であつて、次に掲げるもの</p> <p>1～9 （略）</p> <p>10 船舶自動識別装置（設備規則第四十五条の三の四第一項の船舶自動識別装置をいう。）の機器</p> <p>11～13 （略）</p> <p>二～四 （略）</p>	<p>一 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四の規定による型式承認を受けた機器であつて、次に掲げるもの</p> <p>1～9 （略）</p> <p>10 船舶自動識別装置（設備規則第四十五条の三の四の船舶自動識別装置をいう。）の機器</p> <p>11～13 （略）</p> <p>二～四 （略）</p>